

## 小松能美都市計画地区計画の決定（小松市決定）

小松能美都市計画串茶屋町地区地区計画を次のように決定する。

名	称	串茶屋町地区 地区計画
位	置	小松市串茶屋町の一部
面	積	約 1. 1 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、市街地中心部から南に約 3.5km の距離に位置し、既存市街地に近接し、田園環境にも近接した既存集落である。</p> <p>周辺環境と合わせ、これら自然環境や田園環境を行かした、良好でゆとりある居住環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>周辺環境との調和に努めるとともに、ゆとりと潤いのある、快適で緑豊かな低層住宅地としてのまちづくりを図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区内の区画道路は、幅員 6 m 以上を確保するとともに、既存集落内の歩行者動線に配慮し、歩行者専用道路を確保する。また、公園や調整地を適切に設置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、良好な住宅地の形成が図れるよう、建築物等の用途制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を行う。</p>

地区 整備 計画 に関する 事項	地区施設の配置及び規模	道路	名称：区画道路 名称：歩行者専用道路	幅員：6.0m 幅員：2.0m	延長：約 304m 延長：約 18m	
		公園	名称：公園（調整池兼用）面積：約 260 m <sup>2</sup>			
		調整池	面積：約 929 m <sup>2</sup>			
	建築物等	建築物等の用途制限	建築基準法別表第2（ろ）に掲げる建築物以外は、建築してはならない。			
		建築物の容積率の最高限度	100%			
		建築物の建ぺい率最高限度	60%			
		建築物等の敷地面積の最低限度	200 m <sup>2</sup> ただし、基準時（地区計画の都市計画決定時）に、既に上記未滿の敷地となっている場合は、この限りではない。			
		建築物等の壁面位置の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>道路境界線及び隣地境界線から建築物等の壁面又はこれに代わる柱などの面（以下「壁面等」という。）までの距離の最低限度は、1 mとする。</li> <li>自動車車庫で面積が50 m<sup>2</sup>以下のものについては、第1項の規定を0.5 mまで緩和することができる。</li> </ol>			
		建築物等の高さの最高限度	10 m			
		建築物等の形態、意匠の制限	<p>建築物等の外壁の色は、白、グレー、茶を基調とし、また屋根の色は、黒、グレー、茶を基調とし、周辺の景観と調和した落ち着いたある色調とする。</p> <p>屋外広告物は自家用とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、周辺の景観と調和し、都市景観上支障のないので、次に該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>広告物の全体表示面積は、3 m<sup>2</sup>以下とする。</li> <li>屋根面及び屋上に設置しない。</li> <li>独立広告物の高さは、6 m以下とする。</li> </ol>			
垣又はさくの構造の制限		<p>道路境界線から建築物等の壁面後退区域に面して、かき又はさくを設ける場合は、次に該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>高さ1.5 m以下の生け垣又は植栽とする。</li> <li>コンクリートブロック、れんが、石積み等は、高さ0.6 m以下とする。また、透視可能なフェンス又は、植樹を組み合わせた場合は、全体の高さを1.5 m以下とする。</li> </ol>				

## 理 由

串茶屋町の一部において、良好でゆとりある居住環境の形成を図るため、新たに低層住宅として基盤整備される区域に定めるものであり、周辺の自然や田園環境との調和を図りながら、良好な景観や環境を維持するため、地区計画を決定する。